

入 札 説 明 書

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）による。

本入札説明書は、令和3年10月18日に公表した「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）及び実施方針に対する質問又は意見等及び回答（以下「質問回答等」といい、実施方針及び質問回答等を「実施方針等」という。）を反映したものである。なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先する。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、応募者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日

令和 4年 1月 31日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 勝山 潔

3. 事業概要

(1) 事業名

海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業

(2) 対象施設

給油施設、回転翼機格納庫及び船艇用品庫

(3) 事業場所

鹿児島県鹿児島市七ツ島2丁目1-11

(4) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者の提案に基づき、いわゆるBTO (Build Transfer and Operate) 方式により、給油施設等（給油施設、回転翼機格納庫、船艇用品庫（外構及び付属施設を含む。以下「本施設」という。））の施設整備、運営及び維持管理に関する業務を行うものである。

また、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。

本事業での主要な業務を下に示す。より詳細な業務内容については、「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 事業契約書（案）」（資料-1）（以下「事業契約書（案）」という。）及び「鹿児島港給油施設等整備事業 要求水準書」（資料-2）（以下「要求水準書」という。）を参照すること。

本施設の施設整備業務及び維持管理・運營業務に関する概要は、次のとおりである。

- ① 本施設整備業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 施設整備にかかる設計業務
 - ウ 建設に伴う申請等の業務
 - エ 施設整備にかかる建設工事業務
 - オ 工事監理業務
 - カ 施設の引渡し業務

- ② 維持管理・運營業務
 - 1) 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務
 - ア 建築物・建築設備保守管理業務
 - イ 欠
 - ウ 長期修繕計画策定・実施
 - エ 欠
 - オ 整備施設周囲の環境保全
 - 2) 給油施設に係る運營業務
 - ア 巡視船への給油業務（A重油）
（※ JET-A1燃料の回転翼航空機への給油は含まない。）
 - イ 燃料搬入管理業務（タンクへの荷入れ）
 - ウ 燃料在庫管理業務（A重油、JET-A1燃料）
 - エ 給油施設保守管理業務（タンクの開放点検を含む）
 - オ 長期修繕計画策定・実施
 - カ 欠

(5) 提供される業務の要求水準
要求水準書による。

(6) 事業期間等

- ① PFI 事業
事業契約締結日から令和26年3月31日までの期間

② 今後のスケジュール（予定）は次のとおりである。

令和4年 1月31日	入札公告
令和4年 1月31日	入札価格の基準金利決定日
令和4年 1月31日～令和4年 3月15日	本入札説明書の交付
令和4年 1月31日～令和4年 2月18日	入札参加表明書及び参加資格等確認書類（以下、「一次審査資料」という）に関する質問受付期間
令和4年 3月11日	一次審査資料に関する質問回答の公表
令和4年 1月31日～令和4年 3月 7日	本入札説明書に関する第1回質問提出期間
令和4年 2月 1日～令和4年 3月15日	一次審査資料の受付期間
令和4年 3月16日	本入札説明書に関する第1回質問（参加資格関係以外）回答の公表
令和4年 3月24日	一次審査（参加資格確認）結果の通知
令和4年 3月25日～令和4年 4月 5日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間

令和4年 4月11日～令和4年 4月15日	入札書及び総合評価審査確認書類(以下、「二次審査資料」という。)に関する事業提案書作成説明会の開催
令和4年 4月12日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
令和4年 4月18日～令和4年 5月 6日	本入札説明書に関する第2回質問提出期間
令和4年 5月16日	本入札説明書に関する第2回質問回答の通知
令和4年 6月10日	入札書及び総合評価審査確認書類の提出期限
令和4年 6月13日	開札
令和4年 6月下旬	総合評価審査確認書類のヒアリング
令和4年 7月上旬	提案書プレゼンテーション、二次審査
令和4年 8月上旬	落札者の選定
令和4年 8月下旬	落札者との基本協定の締結
令和4年 9月中旬	事業契約の締結
令和6年 9月30日	本施設の引渡し
令和26年3月31日	PFI事業終了

4. 競争参加資格

(1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、3.(4)に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループであること。
- ② 入札参加者は、全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと。(以下、入札参加者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。)

また、事業者の株主は、ア～ウの要件を満たすこと。

ア 事業者の株主は構成員であることとし、構成員以外の出資は認めない。

イ 代表企業の出資比率は筆頭株主として最大となること。ただし、建設期間中と維持管理・運営期間中で、筆頭株主が代表企業以外の構成員に交代することを可とする。

ウ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、海上保安庁の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

エ 構成員は共同企業体ではないこと。
- ③ 構成員の中から入札参加者を代表する企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が入札参加手続きを行うこと。
- ④ 入札参加に当たり、入札参加者を構成する企業それぞれが、以下のいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同一の者又は相互に資本関係又は人的関係のある者であってはならない。

ア 設計業務	本施設の設計業務(3.(4)①ア～ウ)
イ 建設業務	本施設の建設業務(3.(4)①ウ、エ、カ)
ウ 工事監理業務	本施設の工事監理業務(3.(4)①オ)
エ 回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務	本施設のうち回転翼機格納庫・船艇用品庫に係る維持管理業務 (3.(4)②1))
オ 給油施設に係る運營業務	本施設のうち給油施設に係る運營業務(3.(4)②2))

カ その他必要な業務

- ⑤ 入札参加者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、入札参加者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、海上保安庁と協議するものとし、その事情を検討のうえ海上保安庁が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 入札参加者を構成する企業のいずれかが、他の入札参加者を構成する企業でないこと。
- ⑦ 入札参加者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者を構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の入札参加者の協力企業である場合を除く。

(注) ④及び⑦における「資本関係又は人的関係のある者」とは、1)又は2)のいずれかに該当する者をいう。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）又は子会社等の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ア 子会社等と親会社等（「会社法」第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員

ウ)会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ)組合の理事

オ)その他業務を執行する者であって、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 入札参加グループの構成員の変更等

入札参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合（(4)～(9)に定める要件を満たさなくなった場合を除く。）は、海上保安庁と協議を行うこととする。協議の結果、海上保安庁が妥当と認めた場合には、入札参加グループの代表企業以外の構成員を、入札参加資格等要件の確認を受けた上で入札提出書類の提出期限までに変更及び追加することができるものとする。

(3) 入札参加者の複数提案の禁止

同一の入札参加者が、複数の提案を行うことはできない。

(4) 入札参加者を構成する企業に共通の参加資格要件

入札参加者を構成する企業のいずれも、以下の要件を満たすこと。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法第9条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
- ③ 3. (4)に掲げる業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けているものであること。
(会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定を受けていること。)
- ④ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（③の再認定を受けた者を除く。）。)
- ⑤ 一次審査資料の提出の期限日から開札の日までに、海上保安庁次長又は第十管区海上保安本部本部長から指名停止措置を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。海上保安庁と締結した契約に関し、契約に違反し、又は入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等海上保安庁の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ⑥ 海上保安庁が、本事業についてアドバイザー業務を委託する株式会社エイト日本技術開発、株式会社アール・アイ・エー並びに株式会社エイト日本技術開発が本アドバイザー業務において提携関係にある豊原総合法律事務所、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者でないこと。（注）「資本関係又は人的関係のある者」とは、第4項(1)⑦1)、2)に同じ。
- ⑦ 20. (2)において定める事業者選定審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- ⑧ 次の各号のいずれかに該当しない者であること。
 - 1) 法人でない者。
 - 2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
 - 3) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
 - ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
 - エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれかに該当するもの。
- 4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。

5) その者の親会社等が2)から4)のいずれかに該当する法人

(5) 設計企業の参加資格要件

設計に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、下表の「分担業務分野」によるものとし、いずれの者においても①から③の要件を満たすこと。但し、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」に係るもの
構造分野	同上「構造」に係るもの
電気設備分野	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- ① 令和3・4年度国土交通省(海上保安庁を希望した者に限る。)一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。
 - 1) 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
 - 2) 各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。
 - 3) 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、管理技術者は、いずれかの担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを認める。
- ④ 管理技術者及び主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑤ 次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。
 - 1) 管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること(ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。)
 - 2) 平成14年4月1日以降に、次のウに示す業務(施設の建設工事の完成、引渡し完了したものであつて、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。)に携わった実績を有する管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者であること。

また、上記の期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業(以下「長期休業」という。)を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。)を1年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである(長期休業期間が1年に満たない場合であっても、1年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。)。なお、産前・産後休業とは労働基準法第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法

律で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。詳細は資料－3「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業提出書類の記載要領」の別紙による。

ア 携わった実績については、次のウのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者にあつてはA. の、電気設備主任担当技術者にあつてはB. の、機械設備主任担当技術者にあつてはC. の項目に該当する実績を有していること。また、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

イ 入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても⑤2)の要件を満たしていなければならない。

ウ 実績要件

A. 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

a 建物用途 航空機格納庫又は特殊建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）

b 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

c 建物規模 延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫は、規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）

B. 電気設備主任担当技術者

a 建物用途 A. aに同じ

b 建物規模 A. cに同じ

c 工事種目 電灯設備又は動力設備

C. 機械設備主任担当技術者

a 建物用途 A. aに同じ

b 建物規模 A. cに同じ

c 工事種目 空気調和設備又は給排水設備

3) 管理技術者及び各主任担当技術者については、実施設計完了までの間、原則として変更を認めない。

4) 建築主任担当技術者の手持ち業務について、本事業契約以降、実施設計完了までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。未契約であっても実施予定のものを含む。）が原則として4件未満であること。

(6) 建設企業の参加資格要件

建設に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、建設業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、①の一般競争参加資格審査の業種区分のそれぞれにおいて下記②及び③の要件を満たすこと。

① 1者の場合は、令和3・4年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において業種区分が「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。2者以上の場合は、いずれかの者が同業種区分の「建築工事業」、「電気工事業」、「機械器具設置工事業」の「A」等級に格付けされている者であること。

② 提案内容に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上ある者であること。

③ 次に該当する建築物を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。

1) 準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の施工実績

- 2) 航空機格納庫（規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない）又は延床面積 2,000㎡以上の特殊建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～（五）に該当すること）の施工実績
- ④ 提案内容に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。なお、監理技術者については、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。
- ⑤ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合の「担当業務分野」の分類は下表による。
- 1) 各建設企業は上記①～②の要件を満たし、いずれかの建設企業が上記③の実績を有していること。
 - 2) 担当業務分野ごとに上記④に示す主任担当技術者を配置できること。監理技術者又は国家資格を有する主任技術者が各担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを可とする。

担当業務分野	業務内容
給油施設	給油施設、給油施設監視棟及び外溝の建設等に係る業務
回転翼機格納庫、船艇用品庫	回転翼機格納庫棟、駐機場、船艇用品庫棟の建設等に係る業務

- ⑥ 次に示す業務を実施する監理技術者及び主任担当技術者を配置できること。
- 1) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者は、建設業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
 - 2) 分担業務分野の主任担当技術者については、監理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。
 - 3) 監理技術者は、いずれかの担当業務分野の主任担当技術者を兼任することを認める。
- ⑦ 配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑧ 次に示す要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。また、給油施設監視棟、回転翼機格納庫（駐機場除く）及び船艇用品庫の主任担当技術者を専任で配置できること。ただし、工事契約締結日から工事開始までの間は配置を要しない。

なお、第一次審査提出時において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

さらに在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の経営譲渡又は会社分割にかかる主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱について」（平成13年5月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」（平成28年3月24日付け国土建第483号）、「親会社及びその連結子会社の間の出向職員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年5月31日付け国土建第119号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向の要件に適合していること。

1) 工事種別 建築工事

ア 配置予定技術者は1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

A. 一級建築士の免許を有する者

B. 建設業法第15条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土

交通大臣の認定を受けた者

イ 平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡し
が完了した、次のA. からC. までの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、
外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事）の施
工経験を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合の
もの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行
った分担工事のものに限る。）ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認
できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは（5）⑤2）による。

- A. 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
- B. 建物規模 延床面積2,000㎡以上（航空機格納庫は、規模、固定翼機・回転翼機、公
共・民間発注を問わない）
- C. 建物用途 航空機格納庫又は特殊建築物（建築基準法別表第一用途（一）、（三）～
（五）に該当すること）

2) 工事種別 電気設備工事

ア 配置予定技術者は1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である
こと。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

- A. 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は
建設部門に係わる者に限る。））に合格した者。
- B. 国土交通大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

イ 平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡し
が完了した、次のA. からC. までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目につい
てのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験
を有すること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙
型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工
事のものに限る。）ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に
限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは（5）⑤2）による。

- A. 建物規模 1) イB. に同じ
- B. 建物用途 1) イC. に同じ
- C. 工事種目 電灯設備又は動力設備

3) 工事種別 暖冷房衛生設備工事

ア 配置予定技術者は1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であ
ること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおり。

- A. 技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。））、上
下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」
又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））に合格した者。並びに
「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改
正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする
者に限る。））、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機
械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。））
に合格した者。
- B. 国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第 15 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の
能力を有するものと認定した者。

イ 平成14年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡

しが完了した、次のA. からC. までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む）の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは（5）⑤2）による。

- A. 建物規模 1) イ B. に同じ
- B. 建物用途 1) イ C. に同じ
- C. 工事種目 空気調和設備又は給排水設備

（7） 工事監理企業の参加資格要件

工事監理に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、工事監理業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記①から③の要件を満たすこと。

- ① 令和3・4年度国土交通省（海上保安庁を希望した者に限る。）一般競争参加資格審査において、業種区分が「建設コンサルタント」の「A」等級に格付けされている者であること。
- ② 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合、下表の「分担業務分野」によるものとする。ただし、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築分野	平成31年国土交通省告示第98号別添一第2項第一号及び第二号において示される「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」に係るもの
構造分野	同上「構造」に係るもの
電気設備分野	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械設備分野	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

- ④ 次に示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。
 - 1) 工事監理者については、工事監理業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
 - 2) 各分担業務分野の監理主任技術者については、工事監理者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する業務。
 - 3) 工事監理者は、いずれかの担当業務分野の監理主任技術者を兼任することを認める。
- ⑤ 工事監理者及び各監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

工事監理者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

- ⑥ 工事監理者及び各監理主任技術者は、次に示す要件を満たす者を配置できること。ただし、工事監理者は上記（5）③の設計企業で配置する管理技術者の兼務は認めない。また、上記
 - (1) ④ただし書きによること。
 - 1) 平成24年4月1日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野での業務に限る。
 - 2) 平成24年4月1日以降の業務実績とは、平成24年4月1日以降に業務の契約履行が完了した次

の4)に示す(第一次審査資料の提出期限の日現在)の実績をいう。(施設の完成及び引渡しが完了したものであって新築又は増築の工事監理業務の実績に限る。)なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

3)携わった実績については、次の4)のうち、工事監理者並びに建築監理主任技術者及び構造監理主任技術者にあつてはアの、電気設備監理主任技術者にあつてはイの、機械設備監理主任技術者にあつてはウの項目に該当する実績を有していること。

4)実績要件

ア 工事監理者、建築監理主任技術者又は構造監理主任技術者

次のA. からC. までのすべてを満たす工事監理業務。なお、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含む業務実績を有する者であること。

A. 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

B. 規模 延床面積2,000㎡以上(航空機格納庫は規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない)

C. 用途 航空機格納庫又は特殊建築物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)

イ 電気設備監理主任技術者

次のA. からC. までのすべてを満たす工事監理業務

A. 規模 ア B. に同じ

B. 用途 ア C. に同じ

C. 工事種目 電灯設備及び火災報知設備を含むもの

ウ 機械設備監理主任技術者

次のA. からC. までのすべてを満たす工事監理業務

A. 規模 ア B. に同じ

B. 用途 ア C. に同じ

C. 工事種目 空気調和設備及び給排水設備を含むもの

(8) 回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営企業の参加資格要件

回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、回転翼機格納庫・船艇用品庫の維持管理・運営業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記①、②の要件を満たし、かつ、③についてはいずれかの者が満たしていること。

① 令和元・2・3年度(平成31・32・33年度)一般競争参加資格(全省庁統一)審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。

② 維持管理・運営業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。

③ 平成24年1月以降において、次に該当する建物等の維持管理の実績があること。

航空機格納庫(規模、固定翼機・回転翼機、公共・民間発注を問わない)又は延床面積2,000㎡以上の特殊建築物(建築基準法別表第一用途(一)、(三)～(五)に該当すること)の維持管理実績

(9) 給油施設の運営企業の参加資格要件

給油施設の運営に当たる者は次の要件を満たすこと。なお、給油施設の運営業務を複数の者が分担して行う場合にあっては、いずれの者においても下記①、②の要件を満たし、かつ、③についてはいずれかの者が満たしていること。

- ① 令和元・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）一般競争参加資格（全省庁統一）審査において、資格の種類が「役務の提供等」、競争参加地域が「関東・甲信越」又は「九州・沖縄」、営業品目が「建物管理等各種保守管理」の「A」又は「B」等級に格付けされている者であること。
- ② 給油施設に係る運營業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ③ 平成 24 年 1 月以降において、次に該当する維持管理・運営の実績があること。
準特定屋外タンク貯蔵所又は特定屋外タンク貯蔵所（公共・民間発注を問わない）の維持管理・運営実績

5. 担当部局

〒100-8976 東京都千代田区霞が関 2-1-3

海上保安庁装備技術部施設補給課（担当者：大坪／仲宗根）

電話番号：03(3591)6361 内線 4204／4206

メールアドレス：jcghshisetsu7-6k6b@mlit. go. jp／jcghsyukusha-1s1s@mlit. go. jp

6. 第一次審査資料の提出

- (1) 応募者は、本件入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。第一次審査資料の提出時において、4.（4）③、（5）①、（6）①、（7）①、（8）①、（9）①の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い第一次審査資料を提出することができる。

- ・ 4.（4）①及び②並びに④から⑧まで、（5）②から⑤まで、（6）②から⑤まで、（7）②から⑥まで、（8）②及び③、（9）②及び③に掲げる要件を満たしており、かつ、4.（4）③、（5）①、（6）①、（7）①、（8）①、（9）①の認定等を受けていない企業にあっては、開札の時において上記企業が 4.（4）③、（5）①、（6）①、（7）①、（8）①、（9）①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

なお、期限までに第一次審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和4年2月1日から令和4年3月15日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時 30分から 17 時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。
- ② 提出場所： 5. に同じ。
- ③ 提出方法： 第一次審査資料を持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

- (2) 提出書類は、「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 提出書類の記載要領」（資料－3）（以下「記載要領」という。）及び様式集に従い作成すること。

- (3) 4.（5）③の設計業務実績、4.（6）③の施工実績、4.（6）⑥の施工経験及び 4.

(7) ④の工事監理業務実績の確認に当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等及び建設業者にあつては、我が国における設計業務実績、施工実績、施工経験及び工事監理業務実績をもって行う。

(4) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年3月24日までに通知する。

(5) 競争参加資格確認後は、代表企業、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募者の構成員又は協力企業を変更又は追加しようとする者にあつては、本入札説明書に対する第2回質問提出期限までに申請し、発注者の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (4) ③、(5) ①、(6) ①、(7) ①、(8) ①、(9) ①の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4. (4) ①及び②並びに④から⑧まで、(5) ②から⑥まで、(6) ②から⑥まで、(7) ②から⑥まで、(8) ②及び③、(9) ②及び③掲げる要件を満たしており、かつ、4. (4) ③、(5) ①、(6) ①、(7) ①、(8) ①、(9) ①の認定等を受けていない企業にあつては、落札の時において当該企業が4. (4) ③、(5) ①、(6) ①、(7) ①、(8) ①、(9) ①に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

また、当該グループの一部が指名停止を受けた場合の取り扱いについては、「特定建設工事共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いについて」（平成10年3月9日付け建設省厚発第18号、技調発第63号、営計発第22号。以下、「通達」という。）を準用し、通達中、2 (1) ②の申請期限の特例については、本入札説明書に対する第2回質問提出期限までとする。なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を記載要領に定めるところに従い提出すること。

(6) 提出された第一次審査資料が次のいずれかに該当する場合は、原則その第一次審査資料を無効とする。

- ① 第一次審査資料の全部又は一部が提出されていない場合
- ② 第一次審査資料と無関係な書類である場合
- ③ 他の事業の第一次審査資料である場合
- ④ 白紙である場合
- ⑤ 本入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ⑥ 発注者名に誤りがある場合
- ⑦ 発注案件名に誤りがある場合
- ⑧ 応募者名に誤りがある場合
- ⑨ その他未提出又は不備がある場合

(7) その他

- ① 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された第一次審査資料を、競争参加資格の確認以外に応募者に無断で使用し

ない。

- ③ 応募者は、提出した第一次審査資料を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- ④ 提出された第一次審査資料は、返却しない。
- ⑤ (5) ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における第一次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。したがって、応募者は、記載要領を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。
- ⑥ 第一次審査資料に関する問い合わせ先： 5. に同じ。

7. 一次審査資料に対する質問

(1) 第一次審査資料の作成に関する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、記載要領に従い質問書を提出すること。

①提出期間： 令和4年2月1日から令和4年2月18日までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。

②提出場所： 5. に同じ。

③提出方法： 質問書はMicrosoft Excel (Excel2010に対応した形式とする。)で作成した電子ファイルとし、当該電子ファイルを保存したCD-Rを郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出する（提出期間内に必着とする。）ものとし、電送によるものは受け付けない。電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して提出すること。件名・題名には「【鹿児島港給油施設】一次審査資料質問（会社名）」とし、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「（会社名）」を追記すること。なお、電子メールの送信先は次のとおりとし、海上保安庁装備技術部施設補給課へ電話（03(3591)6361（代）内線4204/4206）により着信を確認すること。

メールアドレス： jcghshisetsu7-6k6b@mlit. go. jp / jcghsyukusha-1s1s@mlit. go. jp

(2) 質問書の提出に当たっては、質問書に応募者名（応募者を構成する各企業名を含む。過去に受注した具体的な業務名、工事名等の記載により、企業名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があつた場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

(3) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり海上保安庁のホームページ

(URL: <https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/pfi-1.html>) 等に掲載する。

回答予定日： 令和4年3月11日（予定）

8. 本入札説明書に対する第1回質問

(1) 第一次審査資料の作成以外に関する本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）及び応募者の知的財産権に係る質問がある場合には、記載要領に従い質問書を提出すること。

①提出期間： 令和4年2月1日から令和4年3月7日までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。

②提出場所： 5. に同じ。

③提出方法： 7. (1) ③に同じ。なお、電子メールによる場合は、件名・題名には「【鹿児島港給油施設】第1回質問（会社名）」とし、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「（会社名）」を追記すること。

(2) 質問書の提出に当たっては、質問書に応募者名（応募者を構成する各企業名を含む。過去に受注した具体的な業務名、工事名等の記載により、企業名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

(3) (1) の第一次審査資料の作成以外に関する本入札説明書に対する質問に対する回答書は、次のとおり海上保安庁のホームページ

(URL:<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/pfi-1.html>) 等に掲載する。

回答予定日： 令和4年3月16日（予定）

また、応募者の知的財産権に関する質問に対する回答書は、事業提案書作成説明会で回答する。なお、回答内容が全応募者に周知すべき内容である場合に限り、事業提案書作成説明会等で質問書提出者に確認した上で、回答を海上保安庁のホームページ等に掲載する。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

① 提出期間： 令和4年3月25日から令和4年4月5日までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。

② 提出場所： 5. に同じ。

③ 提出方法： 書面を持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたとき、令和4年4月中旬までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10. 特定資料の提供

要求水準書において入札参加者に示すとした秘密保全が必要な資料（以下「特定資料」という。）は、一次審査資料に併せて誓約書を提出した者で第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者（以下「入札参加者」という。）に限り、手交により提供する。

① 提供期間： 令和4年4月11日から令和4年4月15日までの事業提案書作成説明会時

② 提供場所： 中央合同庁舎第3号館 海上保安庁会議室

11. 事業提案書作成説明会

入札参加者に対し、応募グループごとに事業提案書作成説明会を実施する。詳細は「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 事業提案書作成説明会実施要領」（資料-6）による。

12. 本入札説明書に対する第2回質問

(1) 発注者は、入札参加者から第1回質問に対する回答及び特定資料並びに事業提案書作成説明会に関する事項等について質問を受け付ける。質問がある場合には、記載要領に従い質問書を提出すること。

① 提出期間： 令和4年4月18日から令和4年5月6日までの休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。

② 提出場所： 5. に同じ。

③ 提出方法： 7. (1) ③に同じ。なお、電子メールによる場合は、件名・題名には「【鹿児島港給油施設】第2回質問（会社名）」とし、電子ファイルの名称は、当該

電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記すること。

(2) 質問書の提出に当たっては、質問書に応募者名(応募者を構成する各企業名を含む。過去に受注した具体的な業務名、工事名等の記載により、企業名が類推される場合も含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の行った入札を無効とすることがある。

(3) (1) の質問に対する回答書を入札参加者に適宜な方法により通知する。

回答予定日： 令和4年5月16日(予定)

1.3. 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料(以下「入札書等」という。)を提出すること。

なお、以下の提出期間に入札書等を提出しない者は本競争に参加することができない。

- ①提出期間： 令和4年5月16日から令和4年6月10日の休日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。ただし、提出締切最終日は12時00分までとする。
- ②提出場所： 5. に同じ。
- ③提出方法： 入札書等を持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

1.4. 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、入札説明書及び入札説明書に対する質問・回答を熟覧し、また入札参加者は、海上保安庁入札・見積者心得(参照資料-1)(以下「入札心得」という。)における暴力団排除に関する誓約事項(別添1)を承諾したうえで、入札書を提出しなければならない。
- ② 入札書は、入札公告に示した提出期限までに、入札書を提出しなければならない。入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。
- ③ 入札書は記載要領に従い作成し、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称(応募者名及び代表企業の名称)、3.(1)の事業名及び開札日時を記載し、表封筒及び中封筒に各々封緘をして、支出負担行為担当官(海上保安庁総務部長)あての親展で提出しなければならない。
- ④ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。
- ⑤ 入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、その委任状を記載要領に従い作成し④と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れること。
- ⑥ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑦ 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ⑧ 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札参加の取りやめ

- ① 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

この場合、次に掲げるところにより、申し出るものとする。

ア 指名を受けた者は、入札執行前にあっては、記載要領に定める「入札辞退届」を5.の場所に直接持参、又は郵送（入札書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

イ 入札執行中にあっては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- ② 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、その他支出負担行為担当官に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の選定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 事業費の算定及び支払方法」（資料－1－3）（以下「算定及び支払方法」という。）を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額（消費税等を含まない）を入札書に記載すること。

(6) 再度入札

- ① 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。ただし、再度の入札は原則として1回を限度とする。
- ② 再度の入札をしても落札者がいない場合は、原則として令第99条の2の規定による随意契約には移行しない。

15. 第二次審査資料等

- (1) 第二次審査資料は、記載要領に定めるところに従い作成すること。
- (2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 第二次審査資料の取扱い及び著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他、発注者が必要と認めるときは、発注者は第二次審査資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、発注者は、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料について、落札者の選定及び本事業の公表以外に入札参加者に無断で使用しない。落札者の選定後、落札者以外の入札

参加者の第二次審査資料について返却しない。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

③ 資料の公開

発注者は、落札者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細について発注者と各入札参加者との間で協議する。

- (4) 発注者が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 入札参加者は、提出した第二次審査資料を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (6) 一入札参加者につき一つの提案までとし、複数の提案を行うことはできない。
- (7) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 第二次審査資料に係る事業者によるプレゼンテーションを実施する。詳細については、第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者に通知する。
- (9) 提出された第二次審査資料が次のいずれかに該当する場合は、原則その第二次審査資料を無効とする。
 - ① 第二次審査資料の全部又は一部が提出されていない場合
 - ② 第二次審査資料と無関係な書類である場合
 - ③ 他の事業の参第二次審査資料である場合
 - ④ 白紙である場合
 - ⑤ 本入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - ⑥ 発注者名に誤りがある場合
 - ⑦ 発注案件名に誤りがある場合
 - ⑧ 応募者名に誤りがある場合
 - ⑨ その他未提出又は不備がある場合
- (10) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は5. に同じ。

16. 入札保証金及び契約保証金

- ①入札保証金 免除する。
- ②契約保証金 納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a. 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b. 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設費（施設整備費から割賦手数料を除いた費用の合計額）

に相当する額の100分の10以上とする。

17. 開札

(1) 日 時：令和4年6月13日 14時00分

(2) 場 所：〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎3号館11階 海上保安庁入札室

(3) その他：入札者（応募グループの代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

18. 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札公告に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時において4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

② 入札書の提出期限後に到達した入札

③ 委任状を提出しない代理人のした入札

④ 入札書に添付して提出することが求められている資料（以下「添付資料」という。）を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札

⑤ 第一次審査資料に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札

⑥ 第一次審査資料、その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

⑦ 記名押印を欠く入札

⑧ 金額を訂正した入札

⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑩ 明らかに連合によると認められる入札

⑪ 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱う。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

① 配置予定の技術者等を配置することができなくなったとき（発注者が配置予定の技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

19. 入札書の取扱い

提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

20. 落札者の選定方法

(1) 落札者の選定方式

発注者は、価格及びその他の条件が最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法第29条の6及び予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

なお、本事業は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された協定の対象であり、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される。

（2）落札者の選定体制

発注者は、事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、海上保安庁内に令和3年12月14日付けで設置した「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業事業者選定審査委員会」（以下「事業者選定審査委員会」という。）において、事業者選定基準（以下「選定基準」という。）（資料－4）に基づき、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、発注者は事業者選定委員会の調査審議結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

事業者選定審査委員会の委員構成は以下のとおり（50音順）。

委員長	植田 和男	特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 会長兼理事長
委員	岩見 宣治	東京空港冷暖房株式会社 顧問
委員	大塚 雅之	関東学院大学 建築・環境学部長
委員	座間 信作	横浜国立大学 リスク共生社会創造センター 客員教授
委員	岩川 勝	海上保安庁 総務部 主計管理官

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者の選定の公表までの間において、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、事業者選定委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと発注者及び事業者選定委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

（3）落札者の選定方法

発注者は、以下の手順により本事業の実施に携わる落札者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、応募者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

発注者は、応募者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者は、第二次審査資料を提出することができる。

② 開札

発注者は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較

し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

③ 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容（以下、「事業提案」という）を評価するものであり、選定基準に定める評価項目及び得点配分により評価する。

発注者は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議を事業者選定委員会に委ねる。

発注者は、事業計画の提案内容の評価に関する事業者選定委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない提案を欠格とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者に対して、第二次審査資料の事業計画の提案内容の確認・照会を目的としたヒアリングを実施する。ヒアリングの日程は追って通知する。なお、ヒアリングに係る費用は、入札参加者の負担とする。

また、第二次審査資料提出後に項目別内訳の内容について説明を求める場合がある。項目別内訳の金額について、前記14.（5）の条件に違反することが明らかな場合には入札を無効とすることがある。

④ 総合評価

ア 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者として選定する。

イ 入札参加者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

a 事業提案が要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

b 事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

ウ アにおいて、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を選定する。くじの日程及び場所については、発注者から電話等により指示する。

⑤ 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び海上保安庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第11条に規定する客観的評価については、発注者が選定された落札者と基本協定を締結した後に公表する。

2 1. 基本協定の締結

落札者は、落札決定の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に、発注者（支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長）を相手方として、「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業基本協定書（案）」（資料－5）（以下「基本協定書（案）」という。）により、基本協定を締結しなければならない。落札者が期間内に基本協定を締結しないときは、落札は、その効力を失う。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 2. 特別目的会社の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として特別目的会社を事業契約締結時までに設立するとともに、落札者又は落札者たるグループの全構成員（以下「落札者等」という。）は、当該特別目的会社に対して出資すること。

なお、落札者等の特別目的会社に対する出資に関する詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

2 3. 事業契約の締結

（1）契約書作成の可否等

事業契約書（案）により作成すること。

（2）事業契約の締結

事業者は、落札決定の翌日から起算して60日以内（休日を含まない。）に、発注者を相手方として、事業契約を締結しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約の証として事業契約書2通を作成し、そのうち1通に事業者の負担で収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約にかかる書類の一切は、事業者が用意すること。

（3）契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に、当該金額から支払利息相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額（消費税額 ※消費税率に変更があった場合は、変更後の消費税相当額とする）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

2 4. 技術者の変更について

（1）設計企業における技術者の変更

第一次審査資料に記載した管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、設計業務が完了するまでの間、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、4.（5）⑤に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

（2）建設企業における技術者の変更

第一次審査資料に記載した主任技術者及び監理技術者は、本施設の引渡し完了までの間（各工区、各工事種別、各工事種目を分離して工事を分担する場合には、当該部分に限る。）、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、4.（6）③に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定

技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(3) 工事監理企業における技術者の変更

第一次審査資料に記載した工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者は、本施設の引渡し完了するまでの間、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、4.(7)⑥に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

25. 手続における交渉の有無

無。

26. 支払条件

算定及び支払方法を参照すること。

27. 建設工事保険等付保の要否

「海上保安庁鹿児島港給油施設等整備事業 事業者等が付す保険等」(資料-1-1)を参照すること。

28. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

29. 苦情申立

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-5253-2111(内線32224))に対して苦情を申立てることができる。

30. 関連情報を入手するための照会窓口

5.に同じ。

31. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。また、本入札説明書を発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (6) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (7) 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。
- (8) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契

約金額の減額、損害賠償等を行う。

- (9) この一般競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、入札心得による。なお、本入札説明書と入札心得の記載内容に矛盾又は相違がある場合には、本入札説明書を優先して適用する。

3.2. 添付資料

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

- 資料－1 事業契約書（案）
- 資料－1－1 事業者等が付す保険等
- 資料－1－2 業績等の監視及び改善要求措置要領
- 資料－1－3 事業費の算定及び支払方法
- 資料－1－4 事業用地及び事業用地への共用通路使用にかかる覚書(案)
- 資料－2 要求水準書
- 資料－3 提出書類の記載要領
- 資料－4 事業者選定基準
- 資料－5 基本協定書（案）
- 資料－6 事業提案書作成説明会実施要領

3.3. 入札参照資料

本入札説明書の参照資料は次のとおりである。

- 参照資料－1 海上保安庁入札・見積者心得

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/09kanku/soumubu/nyuusatu/kokoroe.html>